

公益財団法人介護労働安定センター 実務者研修課程（通信）学則

【 第1章 総則 】

（根拠）

第1条 公益財団法人介護労働安定センター（以下「センター」という。）が行う実務者研修（以下「研修」という。）は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成4年労働省令第18号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）並びにセンター独自に介護労働者等に対して行う教育訓練（以下「自主事業」という。）の規定により行う。

（目的）

第2条 研修は、介護関係業務に従事する労働者又は介護労働者になろうとする者を対象とした職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務に当たる上で必要となる知識・技術の習得に加え、応用的に知識・技能が活用できるよう実践に即した技術力を修得させることを目標として、介護に携わる人材養成を行うことを目的とする。

（名称）

第3条 研修施設の名称は次のとおりとする。
公益財団法人 介護労働安定センター 実務者研修課程

（位置）

第4条 研修課程（本部）は、次に置く。
東京都荒川区荒川7丁目50番9号

【 第2章 課程、定員及び開校時期等 】

（養成課程、定員及びスクーリング（面接授業）実施場所）

第5条 本研修は通信課程とする。

- 2 1学級の定員は最大50名とし、総定員は3,485名とする。
- 3 スクーリング（面接授業）実施場所はホームページ等で公表する。

（修業年限）

第6条 本研修の修業年限は1年以内とする。

(開校時期及び研修期間)

第7条 本研修の開校時期及び研修期間は次のとおりとする。ただし、センターが必要と認めた場合に限り、研修期間は最大12ヶ月まで延長することができる。

(1) 450 時間コース

センターの定める日に始まり、6か月後に終了する。

なお、詳細については、別紙の通り。

(2) 320 時間、95 時間及び50 時間コース

1月以上の研修期間を設け、原則、毎月初日に開校し履修すべき科目が全て修了認定された日に終了する。

なお、詳細については、別紙の通り。

2 スクーリング（面接授業）日程は、学級ごとに定める。

(休校日及び研修の中止又は延期)

第8条 本研修の休校日は、学級ごとに定める。ただし、教育上必要があり学校長が認めた場合は、休校日に授業を行うことがある。

2 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合は、学級ごとに中止又は休校、延期の措置をとる。

【 第3章 受講対象者、応募方法及び退学等 】

(受講対象者及び受講資格)

第9条 演習を含む全てのスクーリング（面接授業）に出席し、独力で研修を修了することが可能な者で、かつ、各コースの受講資格に該当する者とする。

(1) 450 時間コース

次のいずれかに該当する者であって、センターが研修の受講者として認めた者とする。

ア 未就業（離職）者コース

介護労働講習の受講条件に合致している者とする。

イ 求職者コース

都道府県等が実施する公的職業訓練において、受講条件に合致している者とする。

ウ その他センターが必要と認めるコース（上記ア、イのコース以外）

(2) 320 時間コース

訪問介護員養成研修（ヘルパー）2級及び介護職員初任者研修修了者であって、センターが研修の受講者として認めた者とする。ただし、介護職員基礎研修修了者及び訪問介護員養成研修（ヘルパー）1級修了者が、320 時間コースの受講を希望する場合には、320 時間すべてを履修することを条件とし、研修の受講者として認める。

(3) 95 時間コース

訪問介護員養成研修（ヘルパー）1級修了者であって、センターが研修の受講者として認めた者とする。

(4) 50 時間コース

介護職員基礎研修修了者であって、センターが研修の受講者として認めた者とする。

(応募方法及び選考)

第10条 各コースの応募方法及び選考は次のとおりとする。

(1) 450 時間コース

ア 所定の「受講申請書」に必要事項を記入し、定められた期間内に申込みを行う。

イ センターにおいて、受講対象資格の確認及び審査、選考後、受講可能者に対し、受講決定通知書を送付する。

(2) 320 時間、95 時間及び 50 時間コース

ア 所定の「受講申込書」に必要事項を記入し、定められた期間内に申込みを行う。その際、訪問介護員養成研修1級・2級、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修修了者は、「修了証書(写)」を提出する。

また、喀痰吸引等研修修了者であって、「医療的ケア(50時間)」及び演習の免除を希望する者は、「修了証書(写)」も併せて提出する。

イ センターにおいて、受講対象資格の確認及び審査を行う。

ウ 受講受入れ可能者に対し、受講料振込み案内書を送付する(受講料を振り込んだ時点で、受付完了)。

エ センターは、受講者宛に開校2週間前までに、受講決定通知書を送付する。

(3) その他

地方公共団体等から受託して各コースを実施する場合は、この限りではないこと。

(退学)

第11条 受講者が退学する時(受講を中止する場合)は、「退学届」を提出するものとする。ただし、第23条により退学となった者については、この限りではないこと。

(休学及び復学)

第12条 研修の休学及び復学は、認めないものとする。

【 第4章 履修方法、授業時間数及び修了認定等 】

(履修方法)

第13条 開校期間内に、第14条に規定する演習を含むスクーリング(面接授業)科目時間への出席と、通信科目における通信課題の提出を必要とする。

なお、通信課題は、通信レポート課題または、WEB学習システムにより行うものとする。

(授業時間)

第14条 研修のカリキュラム及び授業時間は、次のとおりとする。

(1) 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラム及び授業時間数は別表1のとおりとする。

(2) 上記(1)に規定する授業は、原則、1単位時間を60分とする。ただし、地方公共団体等から受託して各コースを実施する場合は、この限りではないこと。

(3) 休憩時間は、上記(2)の授業時間以外に設けることとする。

(欠席等の取扱い)

第 15 条 欠席等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 理由の如何に関わらず受講者がスクーリング（面接授業）科目を欠席、又は 10 分以上遅刻・早退・中抜け（以下「欠席等」という。）する場合は、「欠席・遅刻・早退・中抜け届」を提出することとし、受講しなかったカリキュラム（時間）は、未履修とする。
- (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「学校保健安全法」等に基づき、センターが「出席停止」と見做した場合は「出席停止届」を提出することとし、受講しなかったカリキュラム（時間）は、未履修とする。

(補講)

第 16 条 スクーリング（面接授業）科目の未履修時間が、第 14 条に規定する科目ごとの授業時間の 3 分の 1 を超え、各コースの補講実施条件を満たす者に対し、対面による補講を実施することができる。

なお、各コースの補講実施条件等は別に定める。

(学習の評価)

第 17 条 各科目の評価方法は、次のとおりとする。

- (1) スクーリング（面接授業）科目は、各科目の修了評価試験結果及び出席状況で評価する。ただし、実技演習を含む科目については、前述の項目に加え、実技試験で評価する。

なお、各科目の出席時間は、第 14 条に規定する科目ごとの授業時間の 3 分の 2 以上でなければならないこと。

- (2) 通信科目は、各科目の通信課題の結果及び提出状況により科目ごとに評価する。
- (3) 各科目の評価は、100 点を満点とし、A、B、C、D（D は不合格扱い）の 4 段階で行い、C 以上が評価基準を満たしたものとする。ただし、医療的ケアの科目については、30 点を満点とし、27 点以上が評価基準を満たしたものとする。

なお、D 評価（医療的ケアの科目については、26 点以下）の者については、再評価を受けることができる。

- (4) 対象科目において欠席等があった場合、通信科目の通信課題を学級ごとに定める期限を過ぎて提出した場合、修了評価試験または通信課題の結果再評価となった場合は、それぞれ評価基準に反映させるものとする（別表 2）。

(課程修了の認定)

第 18 条 課程修了の認定は、第 7 条に規定する期間在籍し、第 14 条に規定するカリキュラム全てにおいて前条の評価基準を満たした者に対して行う。

(修了証明書の交付)

第 19 条 前条により課程修了の認定を受けた者に対して、修了証明書を交付する。

- 2 課程修了の認定が受けられない場合は、一定の条件を満たした場合に限り、受講者が申請書を提出することで、履修した科目について科目別修了認定書を発行することができる。

【 第5章 受講料その他の費用 】

(研修参加費用等)

第20条 入学試験料及び入学金は、無料とする。

2 受講料及びその他必要費用は、別表3のとおりとする。

(保険加入)

第21条 受講者は、研修中の傷害事故及び賠償事故に備えるため、センターが指定する「介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険」に加入することとする。ただし、地方公共団体等から受託して各コースを実施する場合は、この限りではないこと。

(納入)

第22条 第20条に規定する受講料及び必要費用等は、それぞれ所定の期日までに納入しなければならない。

2 受講料が無料のコースについては、受講者はテキスト代及び損害保険料を開校日もしくは指定期日までに所定の請求書兼払込票により納入する（分割払い不可。振込手数料は、受講予定者負担）。

3 受講料が有料のコースについては、受講予定者は指定期日までに所定の請求書兼払込票により納入する（分割払い不可。振込手数料は、受講予定者負担）。

4 一旦納入した受講料、テキスト代等は、原則、次の期日以降の返還は行わない。ただし、センターの責に帰すべき事由により開校を中止した場合は、この限りではないこと。

(1) 受講料が無料のコースの場合、開校日。

(2) 受講料が有料のコースの場合、開校日より2週間前（該当日がセンターの休業日にあたる場合、その前日）。

【 第6章 賞罰 】

(賞罰)

第23条 次の各号の一に該当する者に対しては、原則、「指導」、「警告」、「勧告」の3段階により指導を行う。それでも改善が見られない場合は除籍し、退学させることができる。ただし、次の(1)に該当する者、又は対象となる問題が重大と判断される場合は、指導の対象とせず除籍し、退学させるものとする。

(1) 第9条の受講資格及び受講対象者の要件に該当しないにもかかわらず、偽りその他不正により受講していることが判明した者

(2) 学習意欲の欠如又は成績不良等により、修了の見込みがないと認められる者

(3) 欠席、遅刻、早退、中抜けが多い、又は暴力行為などの素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(4) スクーリング（面接授業）科目時に教室の秩序を乱すなど、センターの指導・指示に反した者

(5) 法令違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、受講者として相応しくない者

- (6) 他の受講者に対して、営業行為、宗教並びにその団体の布教・勧誘行為、又は政治団体の宣伝行為を行った者
- (7) その他、研修の受講を継続することが客観的に見て不適当と認められる者

【 第7章 組織その他 】

(運営組織)

第24条 本研修事業は、センター本部が行い次の教職員を置く。

- (1) 学 校 長 1名
- (2) 教務に関する主任者 1名以上
- (3) 教員・講師 20名以上とし、センター各支部に配置する。
- (4) 事 務 職 員 1名以上

(その他の事項)

第25条 研修の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修における個人情報の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 受講者は研修を受講する上で知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
 - イ センターは、研修実施により知り得た受講者等の個人情報について、センターのプライバシーポリシーに基づき厳正に管理し、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (2) 受講申込時又は開講式までに、受講者から公的証明書の提示等を求め、本人確認を行うものとする。ただし、研修の受講申込を行った者が本人であるかを公的証明書（健康保険証・運転免許証・パスポート等）により確認する趣旨であるため、受講申込書に記入した現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めない。

(施行細則)

第26条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、センターがこれを定める。

(附 則)

この学則は、平成24年10月1日から施行する。
この学則は、平成25年10月1日から施行する。
この学則は、平成26年6月1日から施行する。
この学則は、平成27年6月1日から施行する。
この学則は、平成28年6月1日から施行する。
この学則は、平成29年6月1日から施行する。
この学則は、平成30年6月1日から施行する。
この学則は、平成30年7月1日から施行する。
この学則は、平成30年8月1日から施行する。
この学則は、2019年6月1日から施行する。

この学則は、2019年7月1日から施行する。

この学則は、令和2年6月1日から施行する。

この学則は、令和2年8月1日から施行する。

この学則は、令和3年6月1日から施行する。

この学則は、令和3年7月1日から施行する。

この学則は、令和4年6月1日から施行する。

この学則は、令和5年6月15日から施行する。

この学則は、令和6年6月1日から施行する。

(別表1：第14条)

実務者研修課程における履修カリキュラム内容（対象者別）

コース名 対象者 科目名		450 時間		320 時間			320 時間 (医療的ケア通信)			95 時間	50 時間
		通信科目	無資格者対象	通信科目	ヘルパー 2級 修了者 対象	初任者 研修 修了者 対象	通信科目	ヘルパー 2級 修了者 対象	初任者 研修 修了者 対象	ヘルパー 1級 修了者 対象	介護職員 基礎研修 修了者等 対象
1	人間の尊厳と自立		5	-	-	-		-	-	-	-
2	社会の理解Ⅰ		5	-	-	-		-	-	-	-
3	社会の理解Ⅱ	●	30	●	30	30	●	30	30	-	-
4	介護の基本Ⅰ		10	-	-	-	-	-	-	-	-
5	介護の基本Ⅱ		20	●	-	20	●	-	20	-	-
6	コミュニケーション技術		20	●	20	20	●	20	20	-	-
7	生活支援技術Ⅰ	●	20	-	-	-	-	-	-	-	-
8	生活支援技術Ⅱ		30	-	-	-	-	-	-	-	-
9	介護過程Ⅰ	●	20	-	-	-	-	-	-	-	-
10	介護過程Ⅱ	●	25	●	25	25	●	25	25	-	-
11	介護過程Ⅲ		45		45	45		45	45	45	-
12	こころとからだのしくみⅠ	●	20	-	-	-	-	-	-	-	-
13	こころとからだのしくみⅡ	●	60	●	60	60	●	60	60	-	-
14	発達と老化の理解Ⅰ		10	●	10	10	●	10	10	-	-
15	発達と老化の理解Ⅱ	●	20	●	20	20	●	20	20	-	-
16	認知症の理解Ⅰ		10	●	10	-	●	10	-	-	-
17	認知症の理解Ⅱ		20	●	20	20	●	20	20	-	-
18	障害の理解Ⅰ	●	10	●	10	-	●	10	-	-	-
19	障害の理解Ⅱ	●	20	●	20	20	●	20	20	-	-
20	医療的ケア		50		50	50	●	50	50	50	50
スクーリング 時間数			225		95			45		95	50
通信 時間数			225		225			275		-	-
合計 時間数			450		320			320		95	50

※1 医療的ケアは50時間とは別に演習を修了する必要があること。

※2 「一」科目は、届出の必要がない研修における修了認定科目（免除科目）であること。

※3 「」科目は、スクーリング（面接授業）科目であること。

※4 教育内容及び届出の必要がない研修における修了認定科目は、社会福祉介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第5及び「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成23年11月4日社援基発1104第1号）に基づき作成。

(別表2：第17条)

実務者研修課程における学習の評価基準

(1) 各科目の評価基準（医療的ケアを除く）

各科目の評価は、100点を満点とし、A、B、C、D（Dは不合格扱い）の4段階で行い、C以上が評価基準を満たしたものとする。

		評価			
		A	B	C	D
1	対象科目において欠席等がなかった場合	80点以上	79～70点	69～60点	59点以下
2	①、②のいずれかに該当する場合 ①対象科目において欠席等があった または、通信課題の提出期限を過ぎて提出した ②修了評価試験又は通信課題の結果、再評価となった。	－	80点以上	79～70点	69～60点 及び 59点以下
3	①、②のいずれにも該当する場合 ①対象科目において欠席等があった または、通信課題の提出期限を過ぎて提出した ②修了評価試験又は通信課題の結果、再評価となった	－	－	80点以上	79～70点 及び 69～60点 及び 59点以下

(2) 医療的ケア

医療的ケアの科目は、30点を満点とし、A＝27点以上が評価基準を満たしたものとする。

		評価			
		A	B	C	D
1	対象科目において欠席等がなかった場合	27点以上	－	－	26点以下
2	対象科目において欠席等があった又は修了評価試験の結果、再評価となった場合	－	27点以上	－	26点以下
3	対象科目において欠席等があった及び修了評価試験の結果、再評価となった場合	－	－	27点以上	26点以下

(別表3：第20条)

実務者研修課程における受講料及び費用等

		450 時間 コース	320 時間 コース	320 時間 コース (医療 的ケア通信)	95 時間 コース	50 時間 コース
		無資格者対象	ヘルパー2級 及び 初任者研修 修了者対象	ヘルパー2級 及び 初任者研修 修了者対象	ヘルパー1級 修了者 対象	介護職員 基礎研修 修了者対象
1	入 学 金	なし	なし	なし	なし	なし
2	受 講 料 (税込)	無料	140,000 円	90,000 円	100,000 円	70,000 円
3	テキスト代 (税込)	12,650 円	12,650 円	12,650 円	5,280 円	3,080 円
4	損害保険料	スクーリング日数 ×30 円	なし (受講料に含む)			

※1 スクーリング（面接授業）の所定日数を超えて補講等を実施する場合は、別途追加して損害保険料が必要となること。

※2 国、地方公共団体等から受託して各コースを実施する場合の研修参加費用等は、この限りではないこと。

(別紙：第7条)

実務者研修の開校時期及び研修期間

	コース	研修期間	開校時期
1	450 時間コース	6 か月	1 未就業（離職）者コース 各都道府県においていずれかの日程で開校 (1) 令和6年6月4日開校、12月3日終了 (2) 令和6年6月18日開校、12月17日終了 2 求職者コース 兵庫 令和6年9月19日開校、令和7年3月18日終了
2	320 時間コース 95 時間コース	1 月以上の修業 年限を設け、所定 のカリキュラム を全て修了し、認 定された日	1 福井 令和6年7月24日開校、12月10日終了 2 徳島（320 時間コースのみ） 令和6年8月1日開校、12月19日終了 3 香川 令和6年8月1日開校、12月19日終了 4 和歌山（320 時間コース（医療的ケア通信）のみ） 令和6年8月2日開校、11月27日終了 5 愛媛（320 時間コースのみ） 令和6年8月8日開校、12月24日終了 6 栃木（320 時間コース（医療的ケア通信）のみ） 令和6年8月15日開校、12月4日終了
3	50 時間コース		1 福井 令和6年7月24日開校、10月2日終了 2 香川 令和6年8月1日開校、10月7日終了